

令和7年度 第1回 大洲市地域公共交通活性化協議会

【協議事項】

- 議題1 会長、副会長の選出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 議題2 大洲市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について・・・ 3

【その他】

- 令和7年度に取り組む地域公共交通対策について・・・・・・・・・・ 9

令和7年7月22日
大洲市

議題Ⅰ 会長及び副会長の選出について

委員改選後、初めての会議にあたるため、本協議会の会長、副会長の選任を行う必要があります。

本協議会設置要綱第5条第2項の規定では、「会長は、委員の互選により定める」、また同条第4項の規定では「副会長は委員の中から会長が指名する」とされています。

つきましては、会長及び副会長の選出について、次のとおりご提案するものです。

〈案〉

役職名	氏名	備考
会長	松村 暢彦	愛媛大学 社会共創学部長
副会長	藤淵 良子	住民(長浜地域)代表

(提案理由)

当協議会会長については、これまでも数期にわたり会長として大洲市地域公共交通計画策定や当市の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議のとりまとめなどに尽力され、その審議経過も熟知されていることを踏まえ、愛媛大学社会共創学部長の松村暢彦委員にお願いしたいと、伊予鉄南予バス株式会社代表取締役社長である岡田好功委員より推薦があったものです。

また副会長につきましては、地域公共交通は地域住民の視点やニーズを反映すべきであること、また女性活躍社会推進の観点からも、前期に引き続き住民(長浜地域)代表である藤淵良子委員を指名したいと、松村暢彦委員からご意向を伺っているものです。

大洲市地域公共交通活性化協議会構成員

No.	構成・機関	委員		備考
		役職	氏名(ふりがな)	
1	大洲地域代表	—	菊地 瞳 (きくち ひとみ)	分科会
2	長浜地域代表	—	藤淵 良子 (ふじぶち よしこ)	分科会
3	肱川・河辺地域代表	—	山田 由美子 (やまだ ゆみこ)	分科会
4	大洲市老人クラブ連合会	理事	森岡 孝江 (もりおか たかえ)	
5	大洲市婦人会	副会長	久保田 美喜子 (くぼた みきこ)	
6	大洲商工会議所	常議員	井上 往美 (いのうえ ゆくみ)	
7	大洲市社会福祉協議会	会長	藤田 修 (ふじた おさむ)	
8	大洲市観光協会	事務局長	久保 由美 (くぼ ゆみ)	
9	伊予鉄南予バス株式会社	代表取締役社長	岡田 好功 (おかだ よしかつ)	分科会
10	宇和島自動車株式会社	営業課長	大内 崇義 (おおうち たかよし)	分科会
11	一般社団法人 愛媛県バス協会	専務理事	松本 真一 (まつもと しんいち)	
12	四国旅客鉄道株式会社	企画部長	窪 仁志 (くぼ ひとし)	分科会
13	有限会社安全タクシー	代表取締役	森田 圭吾 (もりた けいご)	分科会
14	大新東株式会社	中四国支店松山営業所長	高松 克典 (たかまつ かつのり)	分科会
15	一般社団法人 愛媛県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	谷口 政賀津 (たにぐち まさかず)	
16	愛媛県私鉄労働組合連合会	書記次長	松下 貴義 (まつした たかよし)	
17	国立大学法人 愛媛大学	社会共創学部環境デザイン学科教授	松村 暢彦 (まつむらのぶひこ)	分科会
18	国土交通省 四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官(総務・企画観光)	山本 美恵子 (やまもと みえこ)	分科会
19	国土交通省 四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官(輸送・監査)	山本 悟史 (やまもと さとし)	分科会
20	国土交通省 四国地方整備局大洲河川国道事務所	副所長(道路)	河原 研治 (かわはら けんじ)	
21	愛媛県 南予地方局大洲土木事務所	所長	岡本 敬二 (おかもと けいじ)	
22	大洲警察署	交通課長	神野 晋平 (じんの しんぺい)	
23	大洲市議会	総務企画委員長	二宮 淳 (にのみや じゅん)	
24	大洲市	副市長	徳永 善彦 (とくなが よしひろ)	分科会

議題2 大洲市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について

[改正理由]

令和5年10月1日に施行された道路運送法の改正により、これまで本協議会で協議を行ってきた運賃・料金に関することについては、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、別の協議組織において協議を行う必要が生じました。

このことに伴い、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃、料金の協議を行う場として、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする）を設置する必要があることから、本市においても運賃協議会を設置するため、所要の改正を行うものです。

なお、本市では、運賃協議会に代えて、現行の本協議会設置要綱の第9条第1項において「必要に応じ置くことができる」と定めている分科会にて協議することになります。

<運賃等改定の流れ>

現行（要綱改正前）	変更後（要綱改正後）
①事業者からの運賃改定申出 ↓ ②大洲市地域公共交通活性化協議会で協議 （協議会で承認を得た際には、証明書を発行） ↓ ③事業者が国交省へ運賃を届出	①事業者からの運賃改定申出 ↓ ②公聴会の開催等により住民等の意見聴取 ↓ ③運賃、料金に関する分科会にて協議（大洲市地域公共交通活性化協議会にて開催を承認後、開催） ↓ ④大洲市地域公共交通活性化協議会にて協議結果を報告 （承認を得た際は、証明書を発行） ↓ ⑤事業者が国交省へ運賃を届出

< 現行 協議会設置要綱 >

平成 29 年 3 月 31 日

大洲市要綱第 25 号

大洲市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(目的)

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（計画期間内の地域公共交通網形成計画を含む。以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議並びに道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行うことを目的に、大洲市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る協議に関すること。
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関すること。
- (5) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から收受する対価に関すること。

(6) 前 5 号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第 3 条 協議会は委員をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 関係する公共交通事業者
- (3) 関係する道路管理者、港湾管理者及び漁業管理者
- (4) 管轄する大洲警察の代表者
- (5) 地域公共交通の利用者及び地域住民
- (6) 学識経験者
- (7) その他協議会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。委員はその協議結果を尊重しなければならない。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）

は、会長が招集し、議事を進行する。ただし、最初に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議へ出席させ、助言等を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(守秘義務)

第8条 委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(分科会)

第9条 会長は、第2条各号に掲げる業務について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、地域振興課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(大洲市地域公共交通会議要綱の廃止)

2 大洲市地域公共交通会議要綱（平成20年大洲市要綱第5号）は、廃止する。

附 則（平成31年4月1日大洲市要綱第65号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月2日大洲市要綱第106号）

この要綱は、令和4年5月2日から施行する。

附 則（令和6年4月1日大洲市要綱第117号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

[新旧対照表]

大洲市地域公共交通活性化協議会設置要綱 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第1条（略） （事業）</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること</p> <p>(2) 交通計画の実施に係る協議に関すること</p> <p>(3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること</p> <p>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関すること</p> <p>(5) 自家用市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。</p> <p>(6) 前5号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>第3条～第8条（略） （分科会）</p> <p>第9条 会長は、第2条各号に掲げる業務について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。</p> <p>2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第10条～第11条（略）</p>	<p>第1条（略） （協議事項）</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 交通計画の策定及び変更に関する事項</p> <p>(2) 交通計画の実施に関する事項</p> <p>(3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項</p> <p>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様 _____ に関する事項</p> <p>(5) <u>自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</u></p> <p>(6) 前5号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項</p> <p>第3条～第8条（略） （分科会）</p> <p>第9条 会長は、第2条各号に掲げる事項並びに運賃及び料金に関する事項について専門的な調査、検討又は協議を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。ただし、運賃及び料金に関する事項について、「道路運送法第9条第4項に基づく協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方について（令和7年6月30日国土交通省物流・自動車局旅客課長）」に基づく軽微な事案については、この限りではない。</p> <p>2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第10条～第11条（略）</p>

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等※により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

(運賃) 協議会の進め方の例について

○開催方法

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。
- ・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。

地域公共交通会議の要綱に

①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加

②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加

その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。

- ・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。
※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。
※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要となります。

○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

- ・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。

(例) ※ () 内は想定する対象者

①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）

②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）

③自治会への説明会（住民、利用者）

④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）

①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③+④

【その他】

- ・ホームページへ意見募集の掲載
- ・地域住民に対するアンケート調査 等

○その他

- ・道路運送法の手続きにおいて、「協議会において協議が調った書類（以下、「証明書」。）」を提出いただくところですが、運賃協議会で協議が調った事項についても証明書を作成いただき、運賃及び料金の設定（変更）届出に添付下さい。
※事業計画や運行計画についての証明書とは別に協議運賃についての証明書を作成いただくイメージです。

地域公共交通の利用促進の取組

地域公共交通利用促進への取組として、次の3事業を新たに実証することで、公共交通を身近に感じてもらおうとともに、利用者数や乗降データの実績から、将来的な地域公共交通のあり方を検討する。

① 循環バス走行区間運賃無料デーの実施

- (1) 対象区間 循環バスぐるりんおおず（バス運行全区間）
（次頁資料）伊予鉄南予バス（松ヶ花バス停～大洲病院バス停）
宇和島バス（大洲記念病院バス停～新大洲病院前バス停）
- (2) 内容 中学生以上150円、子ども・障がい者100円のところを無賃とする。
- (3) 実施日 令和7年9月19日（金）



② ぐるりん1DAYチケット（1日乗車券）の販売

- (1) 対象バス 循環バス「ぐるりんおおず」
- (2) 内容 ぐるりんを1日何度でも乗降できる乗車券（中学生以上300円、子ども・障がい者200円）を販売。循環バスの利用率の向上を目指す。
- (3) 実施期間 令和7年9月19日（金）から（ただし、9/19は上記①の「無料デー」にあたることから、実質は9/20からのスタートです）

③ モーダルミックス実証事業の実施

- (1) 用語の意味 鉄道や路線バスなどの各交通機関がそれぞれの特性を生かして連携し、効率的な輸送体系を作ること
- (2) 事業概要
 - J R 四国と伊予鉄南予バス(株)における J R 予讃海回り線沿線での取組
 - J R 伊予長浜駅から J R 伊予大洲駅間を有効とする J R 定期券でバス利用が可能
 - 通勤・通学定期券のみが利用可能
- (3) 実証期間 令和7年7月7日（月）
（次頁資料）～令和8年2月27日（金）
- (4) 1日の便数 上り下りで26便（右時刻表のとおり）

【モーダルミックス時刻表】

下り	快速駅	バス停	普通		南予		普通		南予		普通		普通		普通	
			伊予鉄南予バス	伊予鉄南予バス	バス	バス	伊予鉄南予バス	伊予鉄南予バス	バス	バス	伊予鉄南予バス	伊予鉄南予バス	バス	バス	伊予鉄南予バス	伊予鉄南予バス
	伊予市免		8:18	7:23			10:11	12:11			14:25		16:11	18:11	20:11	22:05
	伊予上免		8:52	7:43			10:28	12:28			14:52		16:28	18:28	20:28	22:21
	下免		8:59	7:50			10:34	12:34			14:59		16:34	18:34	20:34	22:28
	伊予長浜	長浜駅前	7:14	8:06			10:50	12:49			15:14		16:51	18:51	20:51	22:43
	伊予長浜	長浜駅前	7:17	8:24	8:59	10:40	10:56	12:50	13:50	15:17	15:50	16:52	18:52	20:52	22:43	
	伊予出石	出石駅前	7:22	8:29	8:56	10:46	11:01	12:56	13:56	15:22	15:56	16:57	18:57	20:57	22:48	
	伊予白免	白免駅前	7:27	8:34	9:00	10:50	11:11	13:01	14:00	15:27	16:00	17:04	19:02	21:14	22:58	
	八幡島	八幡島駅前	7:31	8:38	9:04	10:54	11:15	13:05	14:04	15:31	16:04	17:08	19:06	21:18	22:57	
	豊原	豊原通所口	7:34	8:41	9:07	10:57	11:18	13:08	14:07	15:35	16:07	17:11	19:09	21:21	23:00	
	五所	五所駅前	7:38	8:45	9:10	11:00	11:21	13:12	14:10	15:39	16:10	17:15	19:13	21:24	23:04	
	伊予大洲	大洲駅前	7:43	8:50	9:26	11:16	11:26	13:17	14:26	15:44	16:26	17:18	19:18	21:29	23:09	

上り	快速駅	バス停	普通		南予		普通		南予		普通		普通		普通	
			伊予鉄南予バス	伊予鉄南予バス	バス	バス	伊予鉄南予バス	伊予鉄南予バス	バス	バス	伊予鉄南予バス	伊予鉄南予バス	バス	バス	伊予鉄南予バス	伊予鉄南予バス
	伊予大洲	大洲駅前	6:02	6:52	7:46	7:57	9:30	10:29	12:00	12:23	14:25	14:46	16:21	18:17	20:58	
	五所	五所駅前	6:07	6:57	8:02	8:08	9:46	10:34	12:16	12:38	14:30	15:02	16:27	18:23	21:08	
	豊原	豊原通所口	6:11	7:00	8:05	8:07	9:49	10:38	12:19	12:32	14:34	15:05	16:31	18:27	21:07	
	八幡島	八幡島駅前	6:14	7:03	8:08	8:10	9:52	10:41	12:22	12:35	14:37	15:08	16:34	18:30	21:10	
	伊予白免	白免駅前	6:18	7:07	8:12	8:14	9:56	10:45	12:26	12:39	15:01	15:12	16:39	18:35	21:14	
	伊予出石	出石駅前	6:24	7:12	8:18	8:19	10:00	10:51	12:30	12:43	15:05	15:16	16:44	18:41	21:19	
	伊予長浜	長浜駅前	6:28	7:16	8:22	8:23	10:06	10:55	12:36	12:47	15:10	15:22	16:49	18:45	21:23	
	伊予長浜		6:29	7:18		8:31		10:56		13:09	15:14		16:51	18:20	21:24	
	下免		6:45	7:35		8:48		11:12		13:25	15:31		17:08	19:26	21:40	
	伊予上免		6:56	7:42		9:15		11:18		13:32	15:51		17:15	19:45	21:47	
	伊予市免		7:13	7:59		9:32		11:34		13:47	16:05		17:32	20:01	22:03	

地域公共交通の利用促進の取組（実施区間）

